

社会福祉・医療の公益性・非営利性の観点から、経営主体のガバナンスの強化、透明性向上等の制度の見直しが行われ、説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められております。本通信では、これら社会福祉法人・医療法人の制度改革その他経営関連のトピックスをご紹介致します。

入札契約等の取扱いに関する通知の改正について

平成 29 年 3 月 29 日付 4 課長連名通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(以下「現行通知」と言います。)の改正通知が本年度末に発出され、令和 8 年 4 月 1 日から施行される予定ですので、お知らせします。

◆制度の変遷

現行通知は、サービス活動収益 30 億円以上等の社会福祉法人には会計監査人が必置とされた平成 29 年度から施行されました。その中には、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準が示されています。

随意契約によることができる場合の金額の上限額は、「会計監査を受けない法人」は一律 1,000 万円、「会計監査を受ける法人」は、建築工事が 20 億円、建築技術・サービスが 2 億円、物品等が 3,000 万円を上限に法人の実態に応じて設定した額とされています。この場合には、3 社以上の業者から見積もりを徴し比較する(以下「見積り合わせ」と言います。)など、適正な価格を客観的に判断することが求められます。ただし、工事又は製造の請負は 250 万円以下、食料品・物品等の買入れは 160 万円以下、上記に掲げるもの以外は 100 万円以下の場合は、2 社以上の見積り合わせで足ります。

現行通知以前の取扱いは、平成 12 年 2 月 17 日付厚生省 5 課長連名の同名の通知(以下「旧通知」と言います。)に定められていましたが、そこには、随意契約によることができる場合の金額の上限額自体として、現行通知で 2 社以上の見積り合わせで足りるとされている上記金額が定められていました。

◆予決令との関連

「予算決算及び会計令」(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」と言います。)第 99 条では、随意契約ができる場合の上限額が定められており、旧通知の上限額も予決令に倣った内容でしたが、現行通知の制定により、随意契約ができる上限額とは、直接の関連は無くなりました。

予決令第 99 条が定める少額随意契約の上限額は戦後のインフレに対応して引き上げられ、昭和 49(1974)年の予決令改正によって直近の金額となりましたが、以後 50 年余にわたり見直しが据え置かれてきました。この上限額の見直しは主として企業物価指数の動向を踏まえて行われてきましたが、同指数は 1980 年代初頭をピークとして、その後下落ないし横ばい傾向が長らく続いてきたことが長期据え置きの原因だと考えられます。しかし昨今の物価高騰から、同指数は 1974 年と比較すると約 1.6 倍に増加したため、予決令は令和 7 年 4 月 1 日付で改正されました。

◆現行通知の改正内容

社会福祉法人についても、昨今の物価高騰等を踏まえ、現行通知で予決令を引用している、2 社以上の見積り合わせで足りるとされる金額が、令和 8 年 4 月 1 日付で以下のとおり改正される予定です。

(現行) (改正後)

- ・工事又は製造の請負額 : 250 万円 → 400 万円
- ・食料品、物品等の買入れ : 160 万円 → 300 万円
- ・上記に掲げるもの以外 : 100 万円 → 200 万円

また、「小規模社会福祉法人向け経理規程例」についても、同様の箇所が改正予定であるとのことです。

◆経理規程の確認と改正準備

今次改正の内容は「社会福祉法人モデル経理規程」にも盛り込まれている内容ですので、ほとんどの社会福祉法人で経理規程の改正が必要になると考えます。必ず自法人の経理規程をはじめ契約や権限等に関する規定を確認のうえ、理事会への付議その他必要な手続きの準備をしてください。

社会福祉法人・医療法人の経営・法律・会計等に関するお問合せ・ご質問はウェブサイトのお問合せフォームからお願い致します。

<https://iuvet.jp/service-line/magazine/>

(気まぐれ通信アーカイブ)

<https://iuvet.jp/contact/>

(お問合せ)